

福生市談合情報対応マニュアル

平成23年11月1日決定

第1 通則

1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

ア 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

イ 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする福生市競争入札参加業者等審査会（以下「入札審査会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を入札審査会の会長へ報告するとともに、様式1により、入札審査会の事務局である総務部契約管財課契約係（以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記(2)により対応するものとする。

(4) 事務局は、上記(2)（上記(3)の場合を含む。）により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに入札審査会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

2 入札審査会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

ア 入札審査会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては

未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。

イ 入札審査会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。

ウ 入札審査会は、上記アの審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。

エ 入札審査会は、上記アの審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 工事費内訳書のチェック

ア 入札審査会は、上記(1)ウにより、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書をチェックさせるものとする。なお、入札審査会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。

イ 入札談合に関する情報の対象となっている案件が工事費内訳書の提出を求めることとされていないものであるときは、現に入札手続に参加している者全員に対して、第1回の入札に際し(第1回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに)、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。

ウ 上記アの職員は、提出されているすべての工事費内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書とともに事務局へ提出するものとする。

(3) 事情聴取

ア 入札審査会は、上記(1)ウにより、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記4(1)アに定める者に事情聴取を行わせるものとする。

イ 事情聴取の項目は入札審査会が決定するものとし、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、上記(2)に基づく工事費内訳書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

ウ 入札審査会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

(4) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

ア 入札審査会は、上記(2)及び(3)の結果を総合的に考慮し、入札の執行(一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。)若しくは入札の中止、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否(以下「入札手続等の取扱い」という。)

について審議するものとする。

イ 入札審査会は下記第2の規定（入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、あわせて下記第3の規定）を踏まえて上記の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(5) 審議の内容に係る記録の作成

ア 事務局は、様式2により、入札審査会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。

イ 上記アの文書（審議に用いた資料及び工事費内訳書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

3 公正取引委員会及び警察への通報

(1) 通報の時期

入札審査会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 通報の方法

ア 公正取引委員会及び警察への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。

イ 公正取引委員会への通報は、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式3-1により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式3-2により、入札審査会が行うものとする。

ウ 警察への通報は、様式4-1又は様式4-2により、事務局が行うものとする。

(3) 通報後の対応

ア 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

イ 事務局は、公正取引委員会又は警察からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

4 事情聴取の実施方法

(1) 事情聴取の実施者

ア 事情聴取は、入札審査会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。

イ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

(2) 事情聴取の対象者

ア 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者（一般競争入札においては市長が入札参加資格を確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。）全員に対して行うものとする。

イ 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

ア 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、入札を中断するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後から契約締結前までに談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。

イ 事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察へ通報した後に実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

ア 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、入札審査会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。

イ 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

(5) 事務局の対応

事務局は、上記(4)イにより、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに入札審査会を招集し、工事費内訳書のチェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、福生市競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第14条を適用し、入札の執行を中断又は中止する。

イ 上記アの場合、様式3 - 2 及び様式4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、入札を執行するものとする。

イ 上記アの場合、様式3 - 2 及び様式4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、心得第17条を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

イ 上記アの場合、様式3 - 2 及び様式4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

イ 上記アの場合、様式3 - 2 及び様式4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

イ 上記アの場合、様式 3 - 2 及び様式 4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

ア 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙 1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙 2）を交付するものとする。

イ 上記アの場合、様式 3 - 2 及び様式 4 - 2 により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

第 3 その他

(1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条又は刑法第 9 6 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

(2) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問合せがあったときは、原則として、契約管財課長が一元的に対応するものとする。ただし、入札審査会の会長が、状況に鑑み、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に入札談合に関する情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察へ通報している旨を明らかにすること。